

東京理科大学学友会掲示板規約

第一条 定義

東京理科大学学友会掲示板は、東京理科大学学友会（以下、学友会とする）のサービスの一環であり、東京理科大学に在学する学生から学生への伝達を行うためのものである。

第二条 掲示板

本規約において掲示板とは、学友会が所持している、神楽坂キャンパスの神楽坂校舎および九段校舎内にある、以下の掲示板の事を指す。

- (1) 神楽坂校舎 3号館ピロティ掲示板 (2面)
- (2) 九段校舎 北棟2階スロープ前掲示板 (3面)

第三条 利用資格

第一項

掲示板を利用できるものは以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学友会費納入者
- (2) 学友会所属団体
- (3) 体育局または体育会所属団体
- (4) 東京理科大学野田キャンパスまたは久喜キャンパスの学生

第二項

第一項(3)に該当するものが掲示板を利用する場合、本規約の規定事項に加えて、体育局本部または体育会本部の認証印を必要とする。

第三項

第一項(4)に該当するものが掲示板を利用する場合、掲示申請時に内容を学友会常任委員会会議で審議し、問題がない場合に限り掲示を許可する。

第四条 掲示板台帳

第一項

掲示板台帳とは、学友会常任委員会が定めた申請用の台帳である。

第二項

掲示申請者は、掲示申請を行う際に掲示板台帳に必要事項を記入しなければならない。

第五条 掲示許可印

第一項

掲示許可印とは、学友会常任委員会が掲示許可を与えた掲示物に押される認証印である。

第二項

掲示申請者は、掲示申請を行う際に掲示物に掲示許可印をもらわなければならない。

第六条 申請不備

掲示板台帳への記入に不備がある場合、もしくは掲示物に掲示許可印がない場合、学友会常任委員会は掲示物を直ちに撤去し、破棄する事が出来る。

第七条 優先掲示物

第一項

掲示物は、学友会常任委員会から本校学生への情報伝達を目的としたものを最優先とする。

第二項

第一項に関連した掲示物の掲示に際して、学友会常任委員会は、他の掲示物を移動、もしくは撤去することが出来る。

第八条 掲示物の規格

掲示板に掲示可能な掲示物の規格は、最大で 65×90 cm（A4 を 9 枚分程度）とする。

第九条 掲示期間

各掲示物の掲示期間は以下の様に定める。

- (1) 大きさが A3 以下の物：最大 1 か月
- (2) 大きさが A3 より大きい物：条件付きで 1 か月。

第十条 掲示物への表記義務

掲示物には掲示者の所属団体を明記しなければならない。また、必要な場合は、掲示申請者や団体、団体代表者の連絡先を表記してもよい。

第十一条 禁止掲示物

以下のいずれかに属すると学友会常任委員会が判断した掲示物は、学友会掲示板に掲示することが出来ない。

- (1) 他人の誹謗中傷を含んだもの
- (2) 宗教的または政治的な内容を含んだもの
- (3) 大学という場において明らかにふさわしくないとと思われるもの

第十二条 同一掲示物の掲示

同一の内容の掲示物は、2 箇所の掲示板にそれぞれ 1 枚のみ掲示可能とする。

第十三条 保全義務

第一項

掲示物がはがれている、もしくははがれかかっている場合は、掲示申請者の責任で貼り直す等の保全を行わなければならない。

第二項

第一項に反して放置され、美観を損ねると判断された掲示物は、学友会常任委員会の判断において撤去することが出来る。

第十四条 悪天候等による掲示物の汚損または紛失

悪天候等によって掲示物が汚損または紛失した場合、学友会常任委員会は一切の責任を負わないものとする。

第十五条 掲示物の処分

掲示期間を過ぎた掲示物は、学友会常任委員会が回収、処分する。また事前に要望があれば、回収した掲示物は学友会常任委員会の方で保管するが、1 週間までとする。

第十六条 規定違反掲示物

上記の規定に反する掲示物は学友会常任委員会が速やかに撤去する。

第十七条 例外指示

学友会常任委員会は、掲示物の掲示に際して例外的に特別な指示を与えることが出来る。指示が与えられた場合、掲示申請者はその指示に従わなければならない。

第十八条 規約承認・変更

本規約が承認・変更される場合には、学友会常任委員会会議での議決が必要となる。その後、学友会常任委員会は web ページ等で十分な告知を行わなければならない。

第十九条 施行日

本規約の施行は平成 23 年 10 月 20 日とする。

第二十条 附則

「東京理科大学学友会掲示板規約沿革」

平成 21 年 9 月 14 日発行

平成 22 年 5 月 10 日一部改正

平成 23 年 10 月 20 日一部改正